



【確定給付企業年金】

財政悪化リスク相当額（特別算定方法）の行政宛 手続き簡素化に伴う告示及び関係通知改正

2019年12月27日に以下の告示及び関係通知の改正が行われました。

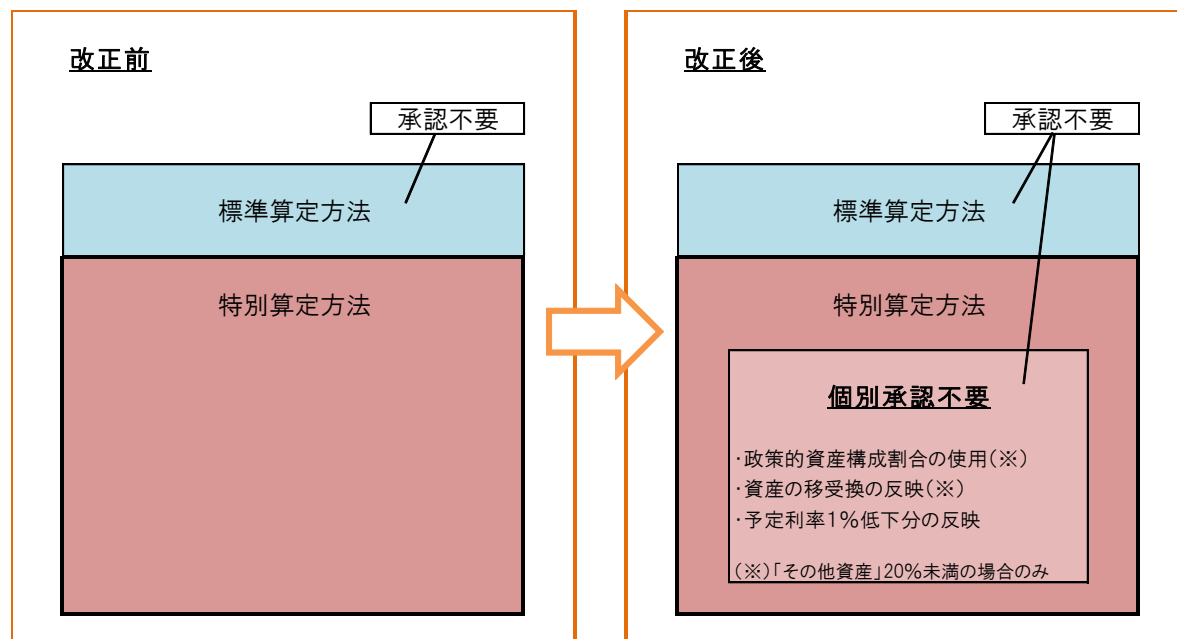
- ・厚生労働省告示第 211 号
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200106kokuji.pdf>
- ・通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200106tsuuchi.pdf>
- ・通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200106tsuuchi2.pdf>

今般改正された告示及び通知はパブリックコメント開始時（告示案：[2019年10月31日付 SuMi TRUST 年金ニュース](#)、通知案：[2019年11月21日付 SuMi TRUST 年金ニュース](#)）にご案内の内容から変更点はございません。

1. 改正の概要

- 特別算定方法のうちある程度確立されたものについて、厚生労働大臣の承認（事前の審査）が不要になります。
- これにより、財政悪化リスク相当額の算定方法は
 - ✓ 標準算定方法
 - ✓ **厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法**
 - ✓ 厚生労働大臣の承認申請が必要な特別算定方法の3通りに整理されます。

<改正イメージ>



2. 改正の適用期日

適用日：2019年12月27日

(ただし、2020年3月31日以前に規約の承認および認可に係る申請を行うものについては、改正前の取扱いが可能)

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066